

に東京地検に告訴状を提出、受け取ることさえ拒否された翌年に「責任者を処罰せよ——平和のために」という絵を描いて、1997年に亡くなった。

そのメッセージを受け止めた松井やよりさんが提案したのが、2000年に東京で開かれた「女性国際戦犯法廷」だった。「法廷」は、東京裁判で裁かれなかった日本軍性奴隷制のもとで被害を受けた女性たちの声を聞き取り、この性暴力システムの責任者として、天皇裕仁と軍高官の10名を有罪と認定する判決をくだした。しかし、日本のマスコミは小さくしか報道せず、つぶさに伝えると取材していたNHKの番組は、官房副長官だった安倍晋三らの圧力を受けて改竄された。報道も司法も時の権力に逆

らわない姿勢はその後もさらに悪化、更新する無責任社会・日本は、先行きさえ見えない。

2005年8月、松井やよりの遺志をつぎ、女性国際戦犯法廷の思想を引き継いで設立されたwamは、アクティブ・ミュージアムとして、このどん底を更新する15年間を走り続けてきた。権力から独立した民衆の資料館として、日本で唯一、天皇裕仁を戦犯として展示し続けるwamは、「法廷」から20年の今年、天皇制由来

の休日のうち4日間を「祝わないため」に開館する。それは、昭和天皇の責任を無化し、天皇制を容認する人びとと議論する時間と場をつくるためでもある。暴力と差別を孕む天皇制と日本社会の欺瞞を鋭く見抜いていた姜徳景さん、そして「慰安婦」として被害を受けたすべての女性たちを想起しながら、加害の国の民として記録と記憶をつなげる役割を担っていききたい。

（わたなべ・みな／アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」）

「重慶大爆撃」裁判終結と「語り継ぐ会」結成の意義

三角 忠

「敗訴確定」裁判闘争終結

2019年12月25日、最高裁判所第二小法廷（三浦守裁判長）は「上告棄却」及び「上告不受理」の不当決定を出した。

2006年3月30日、日本政府に「重慶大爆撃の被害に対する謝罪と賠償」を求め、第一次提訴。以来中国の重慶、樂山、自貢、成都、合江、松潘からなる原告が、四次にわたる原告団188名で14年にもおよび裁判闘争を闘ったが、この最高裁決定

で終結した。

14年にわたる「重慶大爆撃」の裁判経過（第一次提訴から最高裁決定まで）は、別表を参照。

「個人賠償請求権」を認めず、**「国家無答責」**

2015年2月25日、一審東京地裁判決。「請求棄却」。「加害と被害の詳細な事実（日本軍による無差別爆撃により多数の死傷者、家屋焼失などの被害の事実）」を認め

アクティブ・ミュージアム
「わたしの戦争と平和資料館」(wam)

169-0051 東京都新宿区西早稲田
2-3-18 AVACOビル2階

TEL: 03-3202-4633

FAX: 03-3202-4634

開館時間 金・土・日・月
13:00~18:00

※2/11、2/23、4/29、11/3は「祝わない」ため開館。

入館料

18歳以上: 500円

18歳未満: 300円

小学生以下: 無料

※障がいのある方の付添いは無料。

たものの「空戦規則案に規定されている無防守都市に対する無差別爆撃の禁止、軍事目標の原則は、国際慣習法化していた」としながら「被害者個人が自己の損害について加害国に賠償請求する旨を定めたものとは解されず」と判示。次に「国家賠償法施行前において、国は賠償責任を負わない」という「国家無答責の法理を採用」と判示。先行する中国侵略の戦争犯罪（731部隊細菌戦他）の数々に、日本の司法が伝家の宝刀のように用いてきた損害賠償否定の法理「国家無答責」がここでも登場したのである。

控訴審はさらにひどかった。一審が認定していた「無差別爆撃の禁止、軍事目標の原則は、必ずしも国際慣習法化していなかった」と排斥したのである。

改憲、戦争を阻むために「重慶大爆撃を語り継ぐ」

最高裁は、一・二審の請求棄却に屈せず原告が上告したのに「門前払い」。裁判には負けたが、中国側原告・弁護団・当会支援者は、「国はなぜ無差別爆撃の戦争責任・戦後補償責任を果たさねばならないか」という主張・鑑定証言を展開し、戦争犯罪を裁く裁判では異例の数々の学者・証人を採用させたのである。

この闘いの成果を今後とも活かしていこう。それが現下の安倍政権（↓菅政権）の改憲と戦争を阻み、真の中日友好をつくる礎を築く、という確信の下に、NPO法人都市無差別爆撃の原型「重慶大爆撃」を語り継ぐ会の結成に至ったのである（本年8月1日結成総会開催）。

中国を敵視してアジアの平和はつぐれない。多くの人がこの「語り継ぐ会」に入会されることを強く希望する。（みすみ・ただし／重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京 運営委員）

重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京
申し込み&資料請求先
〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5
一瀬法律事務所
TEL 03-3501-5558

重慶大爆撃の裁判経過（第一次提訴から最高裁まで）
【一審・東京地裁民事第13部】

年	月	日	口頭弁論	進行内容 ●は提訴 (原告名は意見陳述)	裁判長	裁判支援			
2006	平成18	3	30	●第1次提訴40名(重慶34、梁山5、自貢1)	野山 宏 (33期)	会報NO.1~NO.4 学習会1回~3回 訪中2回			
		10	25	第1回 羅漢、趙茂蓉、万泰全、危昭平(重慶)					
2007	平成19	1	24	羅保清、吳紹武、趙樹信(梁山)			山田俊雄 (32期)	会報NO.5~NO.7 学習会4回~7回 訪中8回	
		[進行協議2回]	5	14					第3回 徐長福(重慶) 準備書面1、2
		9	10	第4回 準備書面3 趙樹信ら梁山原告6人が出廷					
		12	17	第5回 銭方能(重慶) 準備書面4					
2008	平成20	3	26	第6回 鞠天福(重慶) 準備書面5、6				会報NO.8~NO.10 学習会8回~11回 訪中5回	
		[進行協議3回]	7	4					●第2次提訴22名(成都22)
		7	7	第7回 鄧華均(重慶) 準備書面7					
2009	平成21	12	3	第8回 ●第3次提訴45名(重慶1、梁山42、自貢1、合江1) 周永冬(重慶) 準備書面8				会報NO.11~NO.13 学習会12回~16回 訪中5回	
		[進行協議3回]	4	13	第9回 蔣万錫(重慶) 準備書面9				
		6	15	第10回 (1次と2次併合) 吳及義(成都)					
2010	平成22	10	5	第11回 ●第4次提訴81名(重慶50、成都17、梁山3、自貢5、松潘6)、(1次・2次と3次併合) 楊銘佳、周志鵬(梁山) 準備書面10		会報NO.14~NO.17 学習会17回~20回 訪中2回			
		[進行協議6回]	1	27			第12回 (1次・2次・3次と4次併合) 安本欽、馬福成(松潘) 準備書面11		
		4	12	第13回 楊昌華(重慶) 準備書面12					

		6 21	第14回	代理人6人の裁判長交代に伴う更新意見	上田 哲 (40期)	
		9 27	第15回	代理人5人の意見陳述 準備書面13		
		12 6	第16回	盧賢柏 (重慶) 準備書面14		
2011 平成23 [進行協議4回]		3 9	第17回	文仲 (成都) 準備書面15、16	花村良一 (42期)	会 報 NO.18 ~ NO.21 学習会21回~25回 訪中2回
		6 1	第18回	劉吉英 (重慶) 準備書面17		
		9 21	第19回	廖世華 (成都) 準備書面18		
		12 19	第20回	簡全碧 (重慶) 準備書面19		
2012 平成24 [進行協議4回]		3 21	第21回	王西福 (重慶) 準備書面20	花村良一 (42期)	会 報 NO.22 ~ NO.25 学習会26回~29回 訪中2回 (6/5重慶宣言発表式 参加)
		7 2	第22回	鐘国華 (自貢) 準備書面21、22		
		10 1	第23回	達朋芳 (成都) 準備書面23		
		12 17	第24回	李本澤 (楽山) 準備書面24、人証申出		
2013 平成25 [進行協議6回] *は進行協議		3 11	*	2人の専門家意見書提出	村田斉志 (42期)	会 報 NO.26 ~ NO.28 学習会30回~32回 訪中2回
		4 24	*	7人の専門家意見書提出		
		6 10	*	人証申出 (2)、4人の専門家意見書提出		
		10 2	第25回	人証申出補充書 重慶の支援者王永鋼傍聴、デモ と報告会参加		
		10 9	*	裁判長が人証調べを行わない旨発言		
		11 6	*	証人9人、原告本人6人の尋問を予定人証調べのため に5期日を予定		
		12 11	*	人証調べの日程調整		
2014 平成26 [進行協議4回] *は進行協議 26回~30回人証 調べ		2 5	*	通訳、原告の承継手続き等の調整	河合芳光 (45期)	会 報 NO.29 ~ NO.31 学習会33回~35回 訪中1回
		3 17	*	人証調べの方法の最終調整		
		4 16	第26回	徐勇 羅淑琴 (67歳自貢) 粟遠奎 (80歳重慶)		
		5 7	第27回	唐潤明 魏奕雄 羅保清 (88歳楽山)		
		5 21	第28回	内田知行 張翔里 馬福成 (67歳松潘)		
		6 4	第29回	前田哲男 劉世龍 蘇良秀 (83歳成都)		
		6 30	第30回	伊香俊哉 石島紀之 何光荣 (74歳重慶)		
		7 7	*	最終弁論の書面等提出の確認		
		10 15	*	最終弁論の書面等提出の最終確認		
		10 22	第31回	最終弁論 (準備書面25) を陳述 陳桂芳 (重慶)、 車蓉 (成都)、雷時仁 (楽山) の3人が最終陳述		
2015 平成27		2 25	第32回	一審判決 粟遠奎 (重慶) と危昭平 (重慶) の2 人出廷	河合芳光 (45期)	

【二審・東京高裁第5民事部】

年	月	日	口頭弁論	進行内容 (原告名は意見陳述)	裁判長	裁判支援
2015	平成27	2 26		控訴申立		会 報 NO.32 ~
2016	平成28	11 18	第1回	控訴理由を陳述、準備書面1,人証申出 粟遠奎 (重慶) 控訴人10人出廷	永野厚郎 (35期)	NO.42 学習会36回~48回 写真展3回 2016.8月 2017.2月、10月 訪中3回
2017	平成29	3 17	第2回	人証申出 (2)、準備書面2 雷時仁 (楽山) 控訴人6 人出廷 裁判長結審、裁判官忌避		
		5 31		忌避申立却下 (東京高裁第7民事部)		
		10 16		忌避の特別抗告棄却 (最高裁第一小)		
		12 14	第3回	控訴棄却判決 簡全碧 (重慶) ら控訴人9人出廷		

【三審・最高裁判所第二小法廷】

2017	平成29	12 15		上告・上告受理申立て	秋吉仁美 (東京高 裁) (35期)	会 報 NO.43 ~ NO.46 学 習会49回 ~52回 写真展1回 2018.10 月 訪中2回
2018	平成30	10 24		訴訟救助付与の決定 (10/25上告提起通知)		
		12 14		上告理由書、上告受理申立て理由書を提出		
2019	平成31	2 8		記録到着通知	三浦守 (34期)	会 報 NO.47 ~ NO.48 学習会53 回~54回
		6 21		原告団ら10人来日し第1回最高裁申入		
		11 11		原告団ら9人来日し第2回最高裁申入		
		12 25		最高裁決定 (上告棄却、不受理)		